

大和市表彰条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市政振興に寄与し、又は広く市民の模範となる行為をしたものの表彰について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・本条例が制定されている目的です。「市政の振興に寄与し、又は広く市民の模範となる行為をしたもの」の功績をたたえ、市が表彰するものです。対象となる「もの」は個人だけでなく、団体なども対象となります。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、一般表彰、功労表彰及び市民栄誉賞表彰の3種とする。

【解説】

- ・表彰には、対象によって3種類の表彰を設けています。

(一般表彰)

第3条 一般表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 市の産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力し、その業績が顕著なもの
- (2) 市の教育、芸術、科学等市の文化向上に寄与し、その業績が顕著なもの
- (3) 非常災害に際し、特に功績が顕著であって他の模範と認められるもの
- (4) 徳行が著しく、他の模範と認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市政の振興及び民風の高揚に関し、業績が顕著なもの

(功労表彰)

第4条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市政振興のため寄与した功績が顕著と認められる者（以下「功労者」という。）に対して行う。

- (1) 市長として8年以上在職した者
- (2) 市議会の議員として12年以上在職した者
- (3) 市の教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員として12年以上在職した者
- (4) 市の副市長及び教育長として10年以上在職した者
- (5) 市の職員として20年以上在職した者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に功績顕著と認める者に対しては、その年数に達しない者

についても功労表彰をすることができる。

(市民榮譽賞表彰)

第5条 市民榮譽賞表彰は、広く市民に敬愛され、市民に希望と活力を与えた功績が特に顕著と認められるものに対して行う。

【解説】

- ・ 3種類の表彰のいずれかに該当するものがあるときは、大和市表彰条例施行規則（以下「規則」という。）により、市の担当部が内申書を作成し市長に提出します。内申書は規則により設置される大和市表彰審査委員会で審査され、委員会から市長に答申が行われます。別に「表彰の候補者選考基準」が設けられており、具体的な表彰基準が定められています。
- ・ 第3条～第5条に該当するものであったとしても、罰金以上の刑罰を受け、刑法の規定による刑の消滅に至っていない場合や、起訴されている場合、市税などの滞納がある場合などは、表彰の対象としないことが規則で定められています。

(在職年数の計算)

第6条 在職年数は、その職についた日の属する月から起算して、退職の日又は表彰の調査期日の属する月まで、月をもって算定し、中断した場合は、その前後の在職年数を通算する。

【解説】

- ・ 第4条各号に該当するか否かを判別するための在職年数の計算は月単位で計算されます。もし2つ以上の号に該当した場合は、その者に有利な職を基準とした上で、基準となった職の在職年数に他の在職年数を換算し加算することが規則で定められています。

(表彰の方法等)

第7条 表彰は、次の各号に掲げる表彰の種類ごとに、当該各号に掲げるものを贈り行う。

- (1) 一般表彰 表彰状及び記念品
- (2) 功労表彰 表彰状、功労章及び記念品
- (3) 市民榮譽賞表彰 市民榮譽賞

2 前項第3号の市民榮譽賞は、表彰状及び記念品とする。

3 功労者に対しては、表彰のほか次に掲げる待遇をする。ただし、功労者の責に帰すべき行為により著しくその名誉を失墜したと認めるときは、この限りでない。

- (1) 市が行う各種式典への招待
- (2) 死亡したときは弔詞及び弔慰金の贈呈

(3) その他市長が必要と認める待遇

【解説】

- ・表彰を受ける者には、表彰状や記念品などが贈られます。第1項及び第2項の規定による表彰状や功労章については、規則により様式が決められています。
- ・第1項及び第2項の記念品や、第3項の弔慰金の額は、別途基準により定められています。

(被表彰者死亡の場合の措置)

第8条 この条例の規定により被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状、記念品及び功労章は、その遺族に贈与する。

【解説】

- ・表彰を受けることが決まった者が、表彰前に亡くなった場合、故人が受け取るはずだった表彰状等は、その遺族に贈られることとなります。遺族の範囲や表彰状等を受ける順位は規則により別に定められています。

(再表彰)

第9条 第3条の規定により既に表彰を受けたものであっても、別に表彰事由に該当するときは、重ねて表彰することができる。

【解説】

- ・一般表彰を受けたものについては、別の表彰事由に該当した場合、表彰を再び受けることができます。功労表彰と市民栄誉賞表彰は同じ者が再表彰されることはありません。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・この委任の規定を受けて、大和市表彰条例施行規則が定められています。規則には上記解説中で触れたもののほか、表彰は市制施行記念日（毎年2月1日）に行うことや、被表彰者の被表彰者名簿への登載などが定められています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第15号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（大和市表彰条例の一部改正に伴う経過措置）

2 施行日前に助役又は収入役の職にあった者の在職年数は、第1条の規定による改正後の大和市表彰条例第4条第1項第4号に規定する副市長としての在職年数に加算するものとする。

【解説】

- ・この条例は昭和38年12月21日に公布され施行されましたが、その後何度かの改正を経て今日に至っています。